

平成 28 年 12 月 20 日

## 今シーズン、初めて西日本の家きん農場で 高病原性鳥インフルエンザ疑い事例が発生しました。 再度、防疫対策の徹底をお願いします。

今シーズンに入り青森県、新潟県、北海道など東日本から北日本で高病原性鳥インフルエンザが続発しましたが、12月19日宮崎県児湯郡川南町の肉養鶏122,000羽で今シーズン初めて西日本での発生が確認されました。この地域は、これまでも本病の発生が確認されており、国内有数の養鶏地帯であることから周辺農場への感染拡大が懸念されます。

一方、韓国においても我国と同一の血清亜型 H5N6 による高病原性鳥インフルエンザが発生しており、韓国全域で 340 を超す農場で 1,700 万羽近い家きんが殺処分されていますが一向に収まる気配がありません。

このように、国内での発生状況や国内の野鳥からのウイルスの分離状況、あるいは隣国での発生状況等を考えると、国内のどの地域においても高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクが極めて高い状況です。

これからも飼養衛生管理基準を順守するとともに、これまでもお願いした注意の中で、特に野鳥や野生動物の侵入防止の徹底をお願いします。

・農場の出入口や家きん舎周囲に消石灰（幅 1 m 以上、散布量は 0.5～1.0 kg/m<sup>2</sup>）を散布するなど消毒を徹底しウイルスの持込防止に努めてください。

・家きん舎や堆肥舎等、農場の周辺に死亡した家きんや飼料を放置すると野生動物等を農場内に引寄せ誘因となりウイルス侵入の一因となります。農場周囲を清掃するとともに排水口や使用されていない通路や出入口などを再確認し農場や家きん舎内への野生動物の侵入防止を図るように注意してください。

1 日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡下さい。

問合せ先  
家畜保健衛生所 0776(54)5104  
嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191